

文部科学省における看護学教育に関する検討の経緯

医科大学等設置調査会看護学部部会（昭和49年）

看護学部を設置する必要性やその形態について検討した結果、大学における看護学教育について以下の提言が行われた。

- ・ 医学・医療の高度化に伴い、看護短期大学の増設を急ぐため、その教員等指導者層を確保するために、看護大学(看護学部)の設置を急ぐ必要がある。
- ・ 実習病院の必要性に鑑み、医学部をおく大学に看護学部を設置することが望ましい。
- ・ 専門教育科目については看護学の立場から統合、再構成された内容とする。従来の看護教育の在り方を再検討してその教育内容を精選集約することが必要である。なお、この措置により、保健婦、助産婦、看護婦の国家試験受験資格要件を満たすことが可能となるが、助産教育はコースの選択制を設けることについても配慮する必要がある。

大学・短期大学における看護教育の改善に関する調査研究協力者会議

(平成7年)

看護系大学・短期大学に適用される保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(以下、指定規則)について、すでに大綱化が行われた大学設置基準・短期大学設置基準の趣旨を踏まえ、その弾力化について検討を行い、以下の提言を行った。

- ・ 指定規則は教育内容と教育条件の水准确保という機能を果たしているが、大学・短期大学の発展にふさわしい規定が必要である。
- ・ 大学・短期大学が教育理念・目的に基づき体系的な教育課程を編成しやすいように、授業科目等に関する個別かつ詳細な規定の簡素化を図る(個別の授業科目の規定を廃止し、大枠と必要総単位数を示す)。
- ・ 指定規則に規定する教育内容の水準が大学・短期大学において担保されるように配慮する。
- ・ 可能な限り大学設置基準との整合性をはかる(単位制の導入)。

看護学教育の在り方に関する検討会(第二次)(平成16年)

平成14年の第一次検討会では「看護実践を支える技術学習項目」を示した。それに続いて、第二次検討会では、学士課程の教育課程について、看護実践能力の卒業時到達目標を示した(別添参照)。また、到達目標の設定にあたり、教育課程の特色を以下の5点に整理した。

- ・ 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること。
- ・ 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること。
- ・ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること。
- ・ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること。
- ・ 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議 (平成19年)

指定規則改正案を看護系大学等へ適用する場合の課題等について検討を行った。その報告書の中で、以下の提案を行った。

- ・ 侵襲的処置とそれに伴うケアについては、免許取得前の臨地実習で取得すべきものと、卒後の研修の中で修得することが相応しいものとの峻別が必要。
- ・ 将来的には、看護系大学等の教員が中心となって、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制の在り方を主体的に研究していくことが望まれる。

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標

(平成16年3月 看護教育の在り方に関する検討会報告)

○卒業時到達目標とした看護実践能力の構成

区 分 看 護 実 践 能 力

I 群
ヒューマンケアの
基本に関する実
践能力

- 1 人の尊厳の重視と人権の擁護を基本に据えた援助行動
- 2 利用者の意思決定を支える援助
- 3 多様な年代や立場の人との援助的人間関係の形成

II 群
看護の計画的な
展開能力

- 4 看護の計画立案・実施・評価の展開
- 5 人の成長発達段階・健康レベルの看護アセスメント
- 6 生活共同体における健康生活の看護アセスメント
- 7 看護の基本技術の適確な実施

III 群
特定の健康問題
を持つ人への実
践能力

- 8 健康の保持増進と健康障害の予防に向けた支援
- 9 次代を育むための援助
- 10 慢性的疾病を持つ人への療養生活支援
- 11 治療過程・回復過程にある人への援助
- 12 健康の危機的状況にある人への援助
- 13 高齢期にある人の健康生活の援助課題の判断と支援
- 14 終末期にある人への援助

IV 群
ケア環境とチーム
体制整備能力

- 15 地域ケア体制の充実に向けた看護の機能
- 16 看護職チーム・保健・医療・福祉チームでの協働・連携
- 17 ヘルスケア提供組織の中での看護の展開

V 群
実践の中で研鑽
する基本能力

- 18 看護実践充実に活かされる研究成果の収集と実践への応用
- 19 看護実践を重ねる過程で専門性を深める方法の修得